

現場代理人の常駐義務緩和の試行について

菊川市建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務を、以下に定める要件に合致した場合、当該義務を緩和することとします。

1 対象工事

菊川市建設工事請負契約約款を適用する工事に限ります。

発注者が特に認めた工事を 2 件まで兼務できます。(当該工事のほかに 1 件の兼務が可能)

2 対象工事の要件

(1) から (3) の要件全てを満たすことが必要です。

(1) 請負金額

<建築工事以外の工事>

各工事の当初請負額(税込み)が 1 千万円未満の工事

<建築工事の場合>

工事の当初請負額(税込み)4 千万円未満(建築設備工事は 2.5 千万円未満)の工事で、2 件の工事の合計額(税込み)が 5 千万円未満の工事

(2) 兼務できる工事の工種

当該工事と同一の建設工事の種類(建設業法上の 28 の種類)

(3) 人的要件

請負者は、以下の事項を遵守し、安全管理等により一層配慮しなければなりません。

①現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐しなければなりません。

②現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実にこなうことができる体制をとらなければなりません。

3 兼務の手続き等について

現場代理人を兼務しようとする場合は、当該工事の監督員及び兼務する他の工事の監督員と協議し、その承諾を得た上で、工事の契約後、主任技術者等通知書及び兼務申請書(様式 1)を同時に提出して下さい。

4 緩和措置を認めない場合。

以下のいずれかに該当する場合は、緩和措置を認めません。

(1) 兼務申請年度及び兼務申請前年度に菊川市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けたことがある場合。

(2) 兼務申請年度及び兼務申請前年度に完成した工事において、菊川市工事成績評定要領による評点が 64 点以下の工事がある場合。

(3) 工事内容が特殊であり、常駐管理が必要と判断する工事。(危険度が高い工事。)

5 その他

虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、工事成績評定に反映させます。契約解除や入札参加停止等の措置をとることがあります。

- 6 現場代理人の常駐義務緩和の試行期間は下記のとおりとする。
平成24年4月1日から平成25年3月31日までに契約した工事を対象とする。
なお、試行期間中においても試行を取止めることができるものとする。